## 静岡県告示第712号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年11月7日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和7年11月7日

静岡県知事 鈴木康友

	路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
焼津森線				掛川市五明字井戸地666番の4から							<b>△和7年11日7日</b>
	<i>ी</i> अर	上手标应	₹	掛川市五明字三郷860番の3まで							令和7年11月7日